

公益社団法人全国大学保健管理協会監事監査規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）の監事の監査に関する必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、次の各号に該当する場合には、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をする恐れがあるとき
- (3) 法令又は定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき

3 監事は、その職の遂行のため、いつでも理事及び使用人に対し事業の報告を求め、また協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監査計画)

第3条 監事は、毎会計年度の始めに、監査の実施日時及び監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成する。

(理事会等への出席)

第4条 監事は、理事会、総会及びその他重要な会議（以下「理事会等」という。）に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の理事会等に出席できなかった場合には、議事録、資料等の閲覧を求めることができる。

(理事会の招集請求)

第5条 監事は、必要があると認めるときは、理事に対して理事会の招集を請求することができ、その後一定の期間内に招集の手続が行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第6条 監事は、理事が総会に提出する議案、書類等を調査し、法令又は定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を総会に報告しなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第7条 監事は、総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。

(計算書類等の監査)

第8条 監事は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査する。

(監査報告書)

第9条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成し、代表理事に提出する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。